

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 58(オ)45	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	債務不存在確認等	原審事件番号	昭和 57(ネ)290
裁判年月日	昭和 62 年 9 月 3 日	原審裁判年月日	昭和 57 年 10 月 27 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 151 号 633 頁		

判示事項	物上保証人がした被担保債権の存在の承認と相対的な時効中断効の有無
裁判要旨	物上保証人が債権者に対し被担保債権の存在を承認しても、右の承認によつては、債権者と物上保証人との相対的關係においても、被担保債権について時効中断の効力は生じない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人田辺恒貞、同阿部隆彦、同関根裕三、同田中治の上告理由第一及びこれに関連する冒頭記載部分について <u>物上保証人が債権者に対し当該物上保証及び被担保債権の存在を承認しても、その承認は、被担保債権の消滅時効について、民法一四七条三号にいう承認に当たるとはいえず、当該物上保証人に対する関係においても、時効中断の効力を生ずる余地はないものと解するのが相当である。</u> これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は、これと異なる見解に立つて原判決を論難するか、又は原判決の傍論部分の違法をいうものにすぎず、採用することができない。 同第二及びこれに関連する冒頭記載部分について 記録によれば、上告人は、原審の第一回口頭弁論期日において、上告人の第一審における口頭弁論の結果を陳述するに際し、第一審判決事実摘示のとおり陳述したものであることが認められるから、所論の主張は撤回されたものというべきであり（最高裁昭和三九年（オ）第六五一号同四一年十一月一日第一小法廷判決・裁判集民事八五号四三頁参照）、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。 同第三の一、二について 原判決に所論の違法はない。論旨は、原審において主張しなかつた事実又は独自の見解に基づいて原判決の違法をいうものにすぎず、採用することができない。 同第三の三について 原審の確定した事実のほか、記録にあらわれた原審における上告人の主張事実を含めて勘案しても、被上告人が本件抵当権の被担保債権についてした消滅時効の援用が信義則に違反するものということはできず、したがって、被上告人の消滅時効の抗弁を理由あるものとした原審の判断は、結論において正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 大内恒夫 裁判官 角田禮次郎 裁判官 高島益郎 裁判官 佐藤哲郎  
裁判官 四ツ谷巖)

---

※参考：判例タイムズ 702 号 83 頁、判例時報 1316 号 91 頁